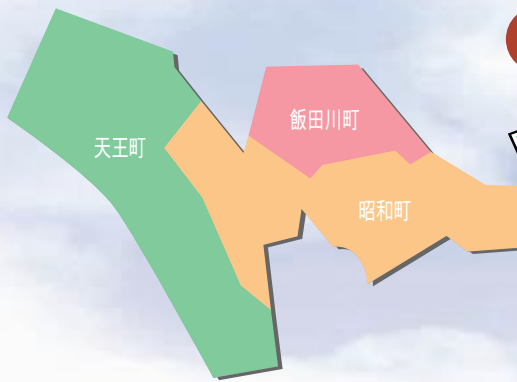


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第14号 2004年7月

太陽に向かって
すくすくと
優しい輝きをうけながら



昭和町ブルーメッセあきたの芝生広場に植えられた色とりどりの金魚草です。ぜひ一度ご覧ください！

建設計画の内容が確認され 県知事との協議へ！

平成十六年六月二十二日（火）飯田川町公民館において、第十五回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十二名が出席し、約三十人が傍聴しました。

はじめに石川会長は『合併後のまちづくり、地域づくりの主眼は地域コミュニティづくりにある。自治会、町内会等が生き生きと地域活動を展開し、まちづくりが進んでいくところに新市建設計画に掲げる基本目標の根幹があるものと思っている』とあいさつ。決算の認定が行われ、続いて継続協議となっていた新市建設計画など三項目と新規協議事項の集会施設の取扱いなど四項目の協議が行われました。



協議事項

《継続協議》

新市建設計画について

新市まちづくりのための基本方針と合併後十年間の主要施策や財政計画などを示した「新市建設計画」の内容が確認されました。今後、県と正式協議を行いました。合併協議会へ報告し、正式に決定されることとなります。（建設計画の重点プロジェクトは七ページに掲載）

新市建設計画の協議では、初めに新市における県事業に関する部分の追加と県との協議等による計画の一部修正の提案がされました。続いて前回協議会において出されていた質問事項について次のとおり回答されました。重点プロジェクト項目や合併後の財政指標

の資料を提示してほしい。

答 普通建設事業の事業ごとの財源内訳表と財政計画における経常収支比率などの財政指標を資料として提示する。

産業別純生産額の第一次産業の推計値について

答 第一次産業の推計値は、平成二十七年純生産額が減少するものの、就業者一人あたりの推計値では増加することになり、計画の中に就業者一人あたりの推計値を盛り込むことにした。

行政改革を推進していくための機能の充実について

答 計画の中に掲げられている行財政改革大綱の策定、外部監査制度の導入、事業評価システムの構築等を推進していく。

新市の目玉となるソフト事業について

答 新市まちづくり重点プロジェクトとして記載されている事業が、新市の目玉となるソフト事業である。

その後の協議では、次のような質問が出されました。

新市の事業の方向付けを見定めながら合併を進める必要があり、計画の中に盛り込まれている目玉となる事業の予想される年度について説明してほしい。

答 新市建設計画は大枠を定めるものであり、新市においてこの計画に基づき、総合発展計画を策定し、その中で事業の実施年度を決定していくものである。

《継続協議》

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては次のとおり確認しました。
国民健康保険税の納期については、八期とする。

国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成十八年度から段階的に税率を調整し、平成二十年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成二十年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の三方式とする。

国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時までに調整する。
国民健康保険助成事業については、合併時までに調整する。

認定第1号
平成15年度

協議会会計決算が認定されました

| | |
|-----------|-------------|
| ・歳入合計 | 20,257,825円 |
| ・歳出合計 | 17,080,889円 |
| ・歳入歳出差引残額 | 3,176,936円 |

歳入は、3町からの負担金と任意協議会からの繰入金が主なものです。

歳出は、協議会委員等の報酬、消耗品等の一般事務費、新市建設計画策定等の委託料が主なものです。

歳入歳出差引残額は、平成16年度会計へ繰越しとなります。

3町国民健康保険事業の現況及び調整方法（数値については平成15年度課税分）

| 区分 | 天王町 | 昭和町 | 飯田川町 | 具体的な調整方法 |
|------------------|--|--|--|---|
| 国民健康保険税納期 | 7月1日～ 7月31日 8月1日～ 8月31日 9月1日～ 9月30日 10月1日～ 10月31日 11月1日～ 11月30日 12月1日～ 12月25日 | 7月1日～ 7月31日 8月1日～ 8月31日 9月1日～ 9月30日 10月1日～ 10月31日 11月1日～ 11月30日 12月1日～ 12月25日 | 7月1日～ 7月31日 8月1日～ 8月31日 9月1日～ 9月30日 10月1日～ 10月31日 11月1日～ 11月30日 12月1日～ 12月25日 | 第1期 7月1日～ 7月31日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 10月1日～ 10月31日 第5期 11月1日～ 11月30日 第6期 12月1日～ 12月31日 第7期 1月1日～ 1月31日 第8期 2月1日～ 2月末日 |
| 基礎課税額 | | | | 合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 |
| (1) 税率 | | | | |
| ・所得割 | 11.0% | 8.5% | 7.0% | |
| ・資産割 | 40.0% | 20.0% | 35.0% | |
| ・均等割額(1人当) | 26,000円 | 20,500円 | 23,000円 | |
| ・平等割額(1世帯当) | 35,000円 | 35,500円 | 30,000円 | |
| (2) 課税限度額 | 530,000円 | 530,000円 | 530,000円 | |
| 軽減額 | | | | 軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。 |
| ・均等割減額(1人当) | (7割) 18,200円 (5割) 13,000円 (2割) 5,200円 | (7割) 14,350円 (5割) 10,250円 (2割) 4,100円 | (7割) 16,100円 (5割) 11,500円 (2割) 4,600円 | |
| ・平等割減額(1世帯当) | (7割) 24,500円 (5割) 17,500円 (2割) 7,000円 | (7割) 24,850円 (5割) 17,750円 (2割) 7,100円 | (7割) 21,000円 (5割) 15,000円 (2割) 6,000円 | |
| 介護納付金課税額 | | | | 合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 |
| (1) 税率 | | | | |
| ・所得割 | 1.25% | 0.90% | 0.80% | |
| ・資産割 | 4.9% | 5.0% | 6.4% | |
| ・均等割額(1人当) | 6,000円 | 5,500円 | 5,000円 | |
| ・平等割額(1世帯当) | 3,400円 | 3,500円 | 4,000円 | |
| (2) 課税限度額 | 80,000円 | 80,000円 | 80,000円 | |
| 軽減額 | | | | 軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。 |
| ・均等割減額(1人当) | (7割) 4,200円 (5割) 3,000円 (2割) 1,200円 | (7割) 3,850円 (5割) 2,750円 (2割) 1,100円 | (7割) 3,500円 (5割) 2,500円 (2割) 1,000円 | |
| ・平等割減額(1世帯当) | (7割) 2,380円 (5割) 1,700円 (2割) 680円 | (7割) 2,450円 (5割) 1,750円 (2割) 700円 | (7割) 2,800円 (5割) 2,000円 (2割) 800円 | |

第14回協議会で確認された介護保険料(普通徴収)の納期についても、国民健康保険税と同様とします。

自治組織数（町内会等）

| | | | | |
|------|--------|---|-----|-----|
| 天王町 | 天王地区 | 1 | 1 | 自治会 |
| | 湖岸地区 | 7 | 自治会 | |
| | 二田地区 | 1 | 2 | 自治会 |
| | 出戸地区 | 9 | 自治会 | |
| | 追分地区 | 9 | 自治会 | |
| | 合計 | 4 | 8 | 自治会 |
| 昭和町 | 中央地区 | 1 | 4 | 町内会 |
| | 西部地区 | 5 | 町内会 | |
| | 南部地区 | 4 | 町内会 | |
| | 豊川地区 | 1 | 5 | 町内会 |
| | 合計 | 3 | 8 | 町内会 |
| 飯田川町 | 下虻川地区 | 1 | 3 | 町内会 |
| | 和田妹川地区 | 6 | 町内会 | |
| | 金山地区 | 1 | 町内会 | |
| | 飯塚地区 | 9 | 町内会 | |
| | 合計 | 2 | 9 | 町内会 |

《継続協議》
自治組織（町内会等）の取扱いについて
 自治組織（町内会等）の取扱いについては、次のとおり確認しました。
 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
 会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。
 会長の職務及び連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
 コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。

コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

集会施設の取扱いについて

集会施設の取扱いについては、次のとおり確認しました。

本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。

公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに「公共集会施設検討委員会」（仮称）を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については昭和町の例による。

次のような意見がありました。

建設計画によれば、合併当初の三年間が財政的に厳しく、行財政改革を進めることが重要である。地域集会所の維持管理は地域に密着する問題であり、できるだけ早く不公平感のないように進めていただきたい。

自治会活動に対する行政からの手助けがなくなつたと思われるのは、新市の勢いに水をさすことになる。コミュニティというのは新市の根幹をなすものであり、あまり拙速にならず、十分、当事者と相談しながら進めていくことが必要と思う。



公民館分館等新築・増築・修繕に対する補助内容

- 新築・増築・大規模修繕を希望する町内会は
- ・計画書、予算案を提出
 - ・新市で定める基準単価以内の場合 1 / 2補助
- 小破修繕は
 5万円以上の場合 事業費の1 / 2補助

総合発展計画・行財政改革大綱 の取扱いについて

総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについては、次のとおり確認しました。
総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。
行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。

入札制度の取扱いについて

入札制度の取扱いについては、次のとおり確認しました。
入札制度については、合併時までに調整する。ただし、入札参加申請・受付については、天王町・飯田川町の例による。

入札参加受付内容

- ・申請書の有効期間は2ヶ年とし、受付する年の1月4日から2月末日までを受付期間とする。
- ・申請書を受理した者の等級格付は、県の等級格付を準用する。

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについては、次のとおり確認しました。
市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。
地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。
地域審議会の組織等（別紙抜粋）

昭和地区地域審議会を合併前の昭和町の区域に、飯田川地区地域審議会を合併前の飯田川町の区域にそれぞれ設置する。
設置機関は合併の日から平成二十七年三月三十一日までとする。
委員は十五人以上とし、任期は二年とする。

- ・市長の諮問に対して審議し答申する事項
 - ・新市建設計画の変更に関する事項
 - ・新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ・その他市長が必要と認める事項
- 次のような意見がありました。

新市になってからいつでも設置できるのであれば、今は必要ないのでは。三町の垣根を取り払う意味でも、設置せずに進めることはできないか。

この審議会は、行政サービスを低下させずに効率的な行財政運営や建設計画を見極める

ためのものであるから、人口の多少にかかわらず住民の声を聴く必要がある。

初めから一体感を持って進んでいくのが理想だが、審議会という旧町の意思が反映される機会はあったほうがよいと思う。

原則は旧町の意思表示であり、旧町単位で設置するかどうか主的に判断できるといふ内容である。合併と同時に設置したいという昭和町、飯田川町の意思は尊重すべきと思う。

合併後の地域住民の意見を市政に反映させると共に各地域の振興及び均衡ある発展のため設置されるもの。合併する市町村がすべて設置する必要はないが、旧市町村単位で設置でき、合併市町村の長の諮問に応じて、または必要に応じて意見を述べることができる。また合併特例法では、合併市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするとき、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聴かなければならないこととされている。

地域審議会は長の附属機関であるため、合併時に設置しなくても、新市町村において必要な場合はいつでも条例で設けることができる。



三メモ

地域審議会とは？

住民説明会を開催

住民のみなさんに建設計画の内容や、協議調整内容をお知らせするため住民説明会を下記の日程表のとおり開催します。

7月中旬に各世帯に配布予定の『**新市建設計画概要版**』を持参の上、ご都合のよい会場にお越し下さるようお知らせします。

合併は、住民一人ひとりに関わる大きな問題であります。一人でも多くのご来場をお待ちしています。

住民説明会日程表

| 町名 | 開催日 | 開始時刻 | 会場（地区名） |
|------|----------|------|--------------------|
| 天王町 | 7月23日（金） | 午後7時 | 天王ことぶき荘（天王地区） |
| | 7月26日（月） | 午後7時 | 天王町公民館（二田地区） |
| | 7月28日（水） | 午後7時 | 羽立ことぶき荘（湖岸地区） |
| | 7月29日（木） | 午後7時 | 出戸新町ことぶき荘（出戸地区） |
| | 8月2日（月） | 午後7時 | 勤労青少年ホーム（追分地区） |
| 昭和町 | 7月30日（金） | 午後7時 | 豊川コミュニティ（豊川地区） |
| | 8月4日（水） | 午後7時 | 南部児童館（南部地区） |
| | 8月5日（木） | 午後7時 | 湖南交流センター（西部地区） |
| | 8月6日（金） | 午後7時 | レイクプラザ昭和（中央地区） |
| 飯田川町 | 7月27日（火） | 午後7時 | 和田妹川公民館（和田妹川・金山地区） |
| | 7月28日（水） | 午後7時 | ふれあいの家（下虻川地区） |
| | 7月29日（木） | 午後7時 | 飯塚児童館（飯塚地区） |

新市まちづくりの重点プロジェクト（新市建設計画抜粋）

新市建設計画は合併して誕生する潟上市のまちづくりの基本となる計画であり、3町の基本構想等との整合性を図りながら、昨年実施された新市将来構想の住民説明会や住民アンケートの意見・要望等を参考に、住民代表による新市計画検討委員会を経て作成されました。

活き生き36000の夢づくり ~一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市~
を新市の将来像とし、住民一人ひとりの個性や生き方の尊重と人と環境に配慮した、田園と都市が両立した魅力あふれるまちづくりを進めるため、さまざまな施策が盛り込まれています。

新市において特に重点的に取り組む「新市まちづくり重点プロジェクト」を紹介します。

活力ある元気なまちづくりプロジェクト

- (1) 地域産業の活性化の推進
- (2) 子育て支援の充実と男女共同参画の推進
- (3) 福祉・保健サービスの充実



都市一体化プロジェクト

- (1) 都市計画マスタープランの策定
- (2) 道路の整備と公共交通の充実
- (3) 情報化の推進
- (4) 庁舎の建設



新市を担う人づくりプロジェクト

- (1) 地域コミュニティづくりの推進
- (2) 文化・交流施設の整備
- (3) 学習環境の充実



豊かな環境を守るプロジェクト

- (1) 環境基本計画の策定
- (2) ごみ処理施設・リサイクルプラザの整備
- (3) 定住環境の整備



てんのう・しょうわ・いたがわ ほっとすぽっと!

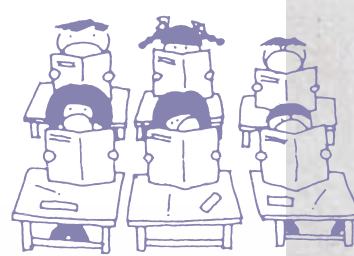
『ほっとすぽっと!』では、3町をシリーズで紹介しています。

飯田川町「すいじょうがくしゃ水上学舎の創設者 いとうよすけ伊藤与助」



伊藤与助は飯田川村下蛇川（現在の飯田川町下蛇川地区）に生まれ、21歳で軍隊に入隊し、日清戦争で手柄をたて、かしきん下賜金（報奨金）をもらって明治28年に帰郷しました。

与助は地元の若者たち数人と共同経済会を組織し、当時衰退していた青年会の活動を再び活性化させようと奮闘します。しかし、地元の支持をなかなか得られず、活動は思うようにはいきません。村の補助もない中、与助は私財をなげうって学舎を建設し、村の小学生や生活が苦しく学校へ通うことができない青少年を対象にして夜学会を開きます。適当な敷地がなかったため、水路の上に学舎を建てたことから、水上学舎と呼ばれました。水上学舎は粗末な建物で風雨をしのぐだけのものでしたが、与助は夜だけでなく休日も休むことなく教育にあたりました。手習い、そろばんを始め、農家経済、農作業その他日常生活に必要な実学を中心に教えていました。近くの青少年はもちろん、遠くからも彼を慕って生徒が集まり、常に100名以上が学んでいたということです。その後は水上学舎だけでなく、各地に夜学を奨励し、他の集落にも



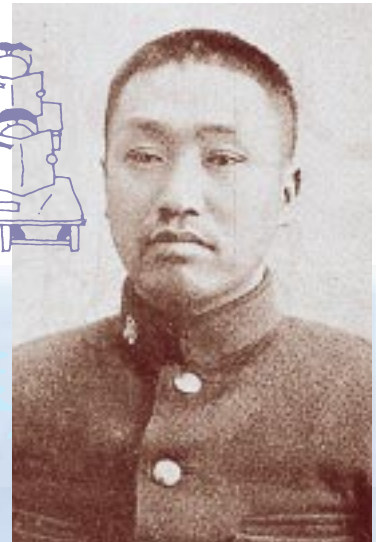
数多く設置しました。

他にも、消防組（現在の消防団）を組織して初代の組頭となり、

防火のみならず貧困者の救助を引き受けるなど力を尽くしました。

また、夜学会などで教えるかたわら、石川理紀之助（5月号で紹介）に師事し、和歌や書にすぐれた才能を発揮しました。優秀な弟子であった与助はてきさんしらべ適産調や九州への農村救済にも同行し、理紀之助の講話や問答などを書き留める筆記役も務めました。明治41年に惜しまれながら41歳で亡くなりましたが、歌集や著作も数多く遺しています。

飯田川町は現在、幼稚園と保育所の一体化運営施設『若竹幼児教育センター』で心身ともに健康で豊かな感性を持った子どもの教育に努めています。未来を担う子どもたちを地域全体で教え育てることで町全体が明るくなる、与助もそう信じていたのではないのでしょうか。



ホームページ
リニューアル
しました!

information

インフォメーション

第16回合併協議会は、平成16年7月13日（火）午後2時から昭和町農村環境改善センターで開催します。
どなたでも傍聴できますのでお気軽においでください。

事務局

〒010-0201 南秋田郡天王町天王字上江川47-610 天王町保健センター2階
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局

電話 018-870-6566 FAX 018-878-7215

http://www.tsi-gappei.jp/ E-mail: soumu@tsi-gappei.jp

印刷/株式会社 塚田美術印刷